札幌医科大学感染性廃棄物処理要領

第 1 章　　総　　則

1　目的

この要領は、札幌医科大学（以下「本学」という。）における感染性廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって微生物による感染を防止することを目的とする。

2　用語の定義

「感染性廃棄物」とは、本学から発生し、人が感染し、又は感染する恐れのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

3　適用範囲

感染性廃棄物の処理に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによる。

4　感染性廃棄物の範囲

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から発生する廃棄物で、

(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）並びに血液製剤（以下「血液等」という。）

(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物

(3) 血液等が付着した鋭利なもの

(4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

(5) その他血液等が付着したもの

(6) 感染症新法、結核予防法その他の法律（以下「感染症新法等」という。）に規定されている疾患等により患した患者等から発生したもので感染のおそれがあるもの（以下「汚染物」という。）若しくはこれらが付着した又はそのおそれがあるもので(1)～(5)に該当しないものをいう。

5　適正処理のための原則

感染性廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び札幌市が作成した「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいて、適正に処理するものとする。

第 2 章　　管　　理

6　管理体制

(1) 本学内で生ずる感染性廃棄物を適正に処理するため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図るものとする。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者は、感染性廃棄物の適正処理について、あらゆる機会に、職員に周知徹底を図るものとする。

(3) 管理体制は、別記１のとおりとする。

7　処理計画

(1) 感染性廃棄物を適正に処理するため、処理計画を策定するものとする。

(2) 処理計画は、次の事項を定めるものとする。

① 感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

② 緊急時の連絡体制に関する事項

③ 保管方法に関する事項

④ 収集運搬に関する事項

⑤ 中間処理に関する事項

第 3 章　　処　　理

8　取扱い

感染性廃棄物については、処理計画及び別記２の「札幌医科大学感染性廃棄物処理マニュアル」によるものとし、取扱い後は、必ず手指の消毒を励行するなど自ら感染源とならないよう努めるものとする。

9　分別

感染性廃棄物は、発生した場所及び時点で、他の廃棄物と分別し、指定の容器に収納するものとする。

10　学内における移動（収集及び運搬）

(1) 感染性廃棄物の収集及び運搬は、札幌医科大学が示す清掃業務処理要領等に基づき、清掃委託業者が行うものとする。

(2) 収集及び運搬をする場合は、その途中で内容物が飛散・流出するおそれのないように行うものとする。

11　学内における保管

(1) 感染性廃棄物の保管期間は、極力短期間とする。

(2) 腐敗するおそれのある感染性廃棄物をやむを得ず長期間保管する場合は、冷蔵庫等で保管するものとする。

(3) 感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分して指定の場所で保管するものとする。

(4) 感染性廃棄物の保管場所には、必要な注意表示をするものとする。

12　梱包

感染性廃棄物は、次のような運搬容器に入れ密閉するものとする。

(1) 密閉できること。

(2) 収納しやすいこと。

(3) 損傷しにくいこと。

13　表示

(1) 感染性廃棄物の梱包容器は、できる限りバイオハザードマークを表示したものを使用するものとする。

(2) バイオハザードマークを表示していない容器を使用する場合は、バイオハザードマークを表示したステッカーを貼付するものとする。

14　学内における処理

感染性廃棄物は、できる限り、オートクレーブ(高圧蒸気滅菌)により、学内処理に努めるものとする。

第 4 章　　処　理　の　委　託

15　処理の委託

学内での処理が困難な感染性廃棄物は、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」及び「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を得ている業者に、その処理を委託するものとし、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結するものとする。

16　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等

(1) 感染性廃棄物を受託業者に引き渡す際に、廃棄物の種類、量、性状、取り扱い方法等を記載したマニフェストを交付するものとする。

(2) 感染性廃棄物が適正に処理されたことを処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認するものとする。

附則

この処理要領は、平成６年１月24日から施行する。

この処理要領は、平成10年４月１日から施行する。

この処理要領は、平成14年　月　日から施行する。

別記１　管 理 体 制

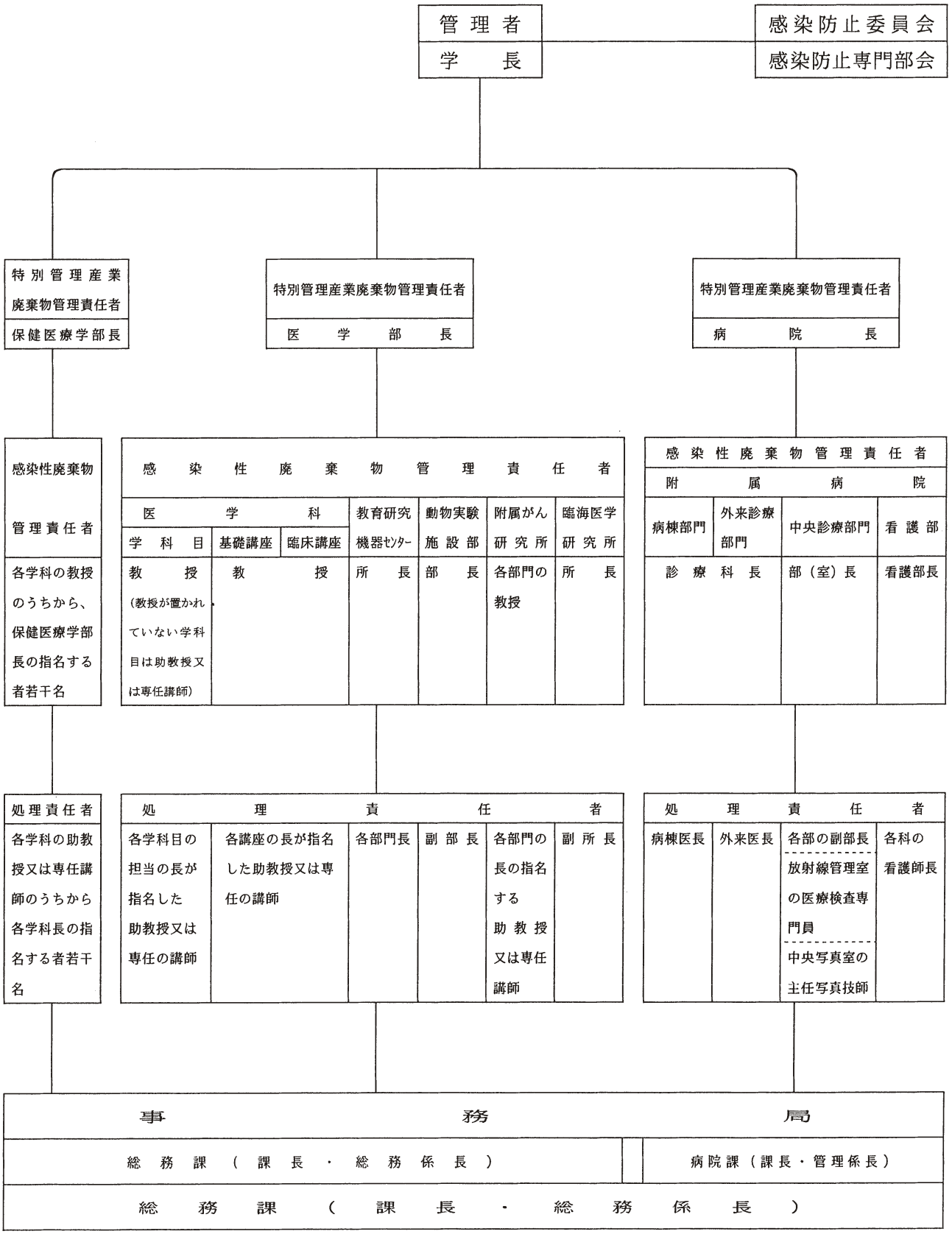

※感染性廃棄物管理責任者及び処理責任者は、札幌医科大学感染防止対策管理要綱に定める感染防止管理責任者及び処理責任者にそれぞれ準じて指定した。

感染性廃棄物処理計画書

1　感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">発生状況</td><td>種　　類</td><td>発生量</td></tr>
<tr><td>・血液・血清・血漿・体液・血液製剤
・臓器・組織・試験管・シャーレ・ガラスくず等
・培地・実験、手術用手袋等・廃プラスチック類等
・紙くず・繊維くず（脱脂綿・ガーゼ・包帯等）
・注射針・メス</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">分別</td><td colspan="2">○液状又はでい状物
・血液・血清・血漿・体液・血液製剤
○固形状物
・臓器・組織・試験管・シャーレ・ガラスくず等
・培地・実験、手術用手袋等・廃プラスチック類等
・紙くず・繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）
○鋭利な物
・注射針・メス
○その他
・混合物</td></tr>
<tr><td colspan="3">梱包</td><td colspan="2">○プラスチック容器
・液状又はでい状物　　・鋭利な物
○プラスチック袋
・固形状物　　・その他</td></tr>
<tr><td colspan="3">表示</td><td colspan="2">・バイオハザードマーク</td></tr>
<tr><td colspan="3">学内処理</td><td colspan="2">・オートクレーブ（高圧蒸気滅菌）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">委託業者</td><td rowspan="2">学内</td><td rowspan="2">収集運搬</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">学外</td><td>収集運搬</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>処分</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

2　緊急時の連絡体制に関する事項

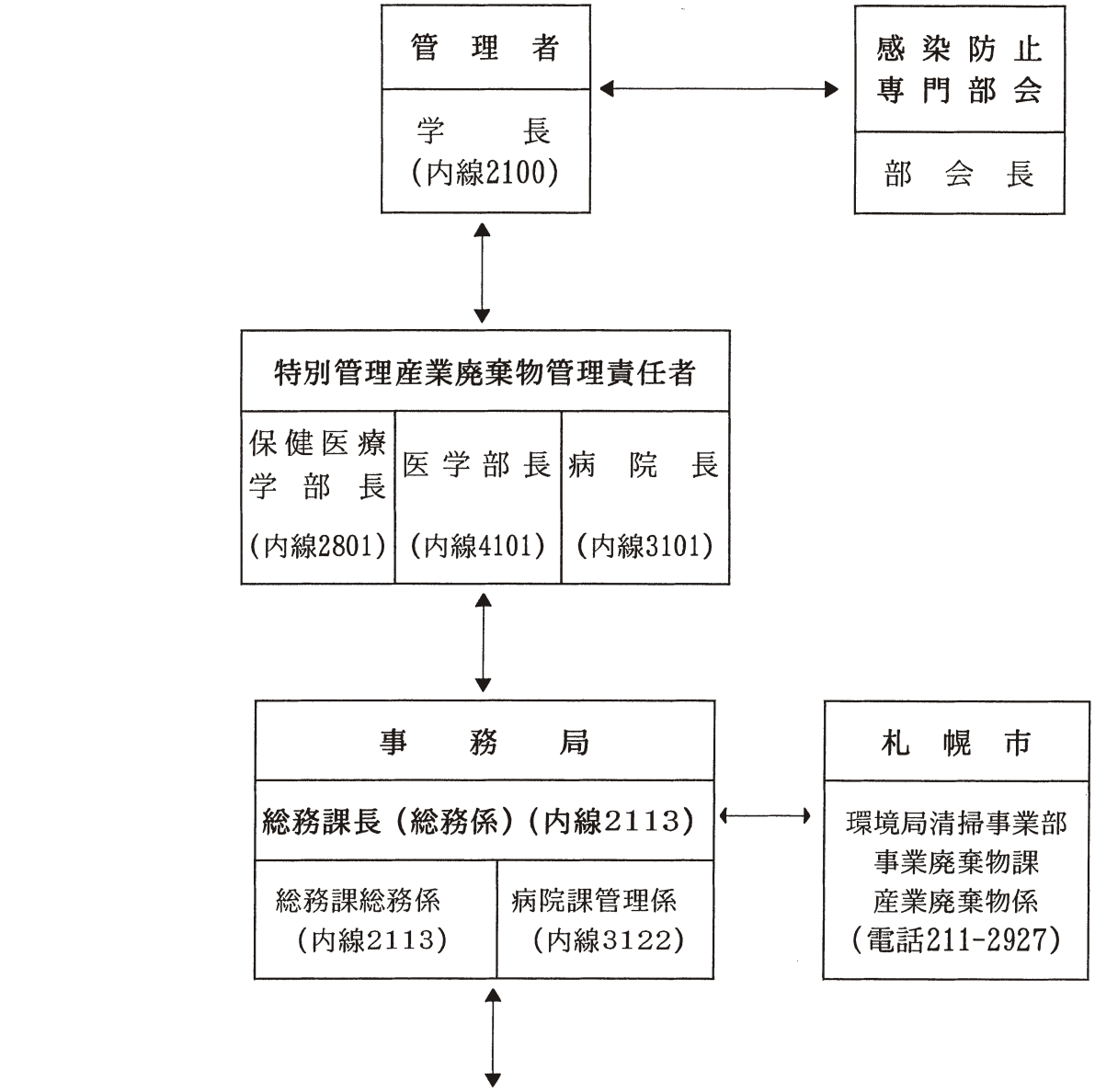

委　託　業　者			
区　分	業　者　名	住　所	電　話
学　内			
学　外			

3　保管方法に関する事項

(1) 梱包容器の種類・容量等

	血液又はでい状物	固形状物	鋭利なもの	その他（混合物）
種類	プラスチック容器（グレー）	プラスチック袋（オレンジ）	プラスチック容器（赤色）	プラスチック袋（オレンジ）
容量	20ℓ，50ℓ	8ℓ，14ℓ	1ℓ，4ℓ	8ℓ，14ℓ
備考				

(2) 保管場所略図

附属病院地下１階

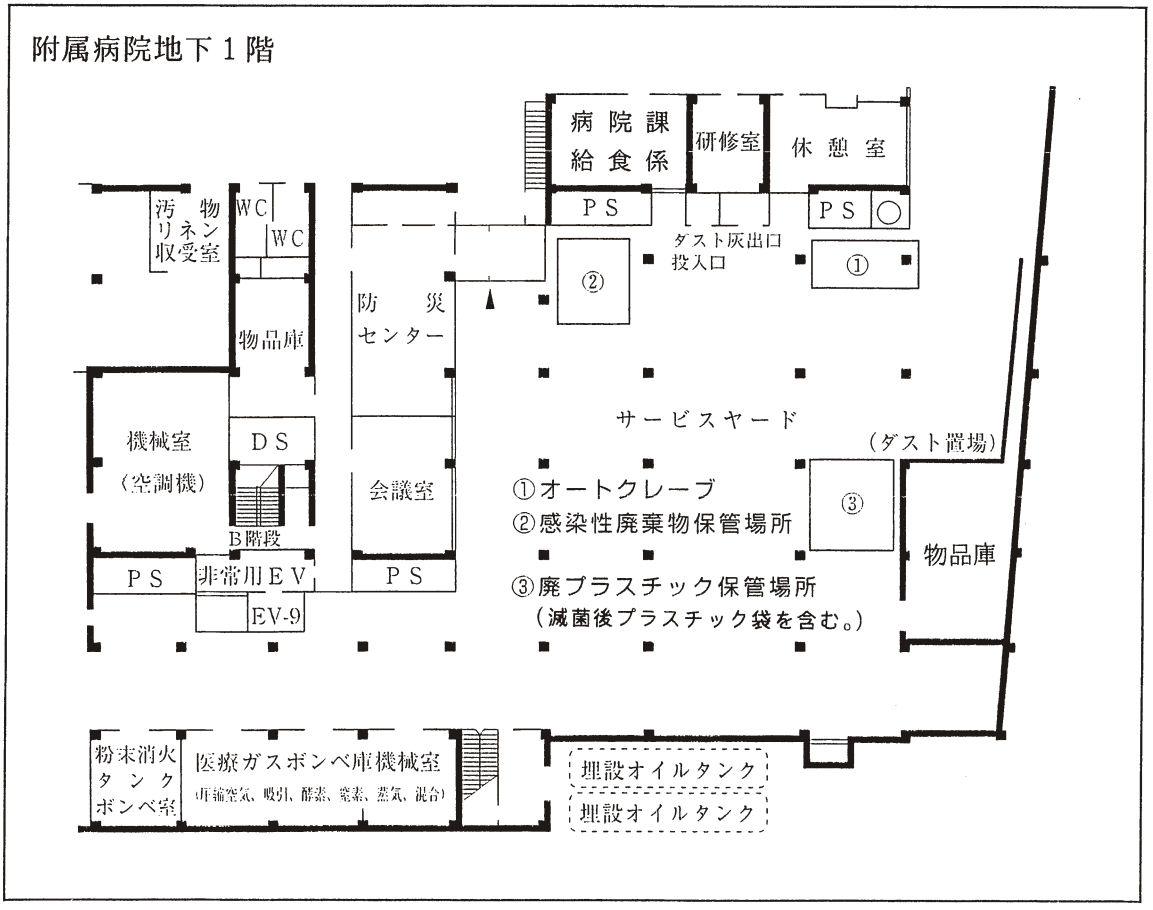

4　収集・運搬に関する事項

(1) 学　内

①　搬出予定

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回　数													
搬出量													
備　考													

②　収集・運搬方法（清掃委託業者）

○特別管理産業廃棄物収集運搬業者から受け取った指定の梱包容器を指定の場所に配付する。

○梱包容器を配布場所から専用カードで収集し、所定の保管場所に運搬する。

○運搬に当たっては、外部に見えないように覆いをするとともに内容物（悪臭）の飛散・流出防止に努める。

○専用カート及び集積場所を清潔にする。

○収集・運搬の実施日は、校舎等にあっては、月曜日から金曜日とし、病院にあっては、毎日とする。ただし、祝日、休日を除く。

(2) 学　外

①　搬出予定

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回　数													
搬出量													
備　考													

②　収集・運搬方法（収集運搬委託業者）

○収集・運搬に当たっては、マニフェストシステムにより、実施する。

○収集・運搬の実施日は、別途指示する。

○学内（清掃委託業者）に配付する梱包容器は、耐貫通性のあるプラスチック容器（バイオハザードマーク入り）及び厚手のプラスチック袋（バイオハザードマーク入り）とし、材質及び容量については、別途指定する。

5　中間処理に関する事項

(1) 学　内

①　オートクレーブ施設

項　　目		内　　容
施設設置場所		附属病院
品　　名		サクラ高圧蒸気滅菌装置
型　　式		ＹＲ－Ｇ　１２　サクラオートマチック式
缶　体　構　造		ステンレスクラッド鋼
強度	最高使用圧力 水圧試験圧力	２.0kg／㎠Ｇ ４.0kg／㎠Ｇ
滅　菌　温　度		１２６℃固定のコントロール
設備	一　般　蒸　気	Ｐ＝３～４kg／㎠Ｇ
	給　　水	Ｐ＝１.5～３kg／㎠Ｇ
	排　気　・　排　水	単独１００℃以上
	圧　縮　空　気	Ｐ＝５～６kg／㎠Ｇ
	電　　源	ＡＣ１００　　１φ１ＫＷ ＡＣ２００　　１φ２２ＫＷ

②　オートクレーブ作業

病院棟の清掃委託業者が次により行うものとする。

ア　オートクレーブの取扱いについては、十分留意する。

イ　滅菌後は、所定の場所に集積する。

ウ　作業終了後は、清掃をする。

(2) 学外

①　廃棄物委託業者が行うものとする。

②　処分に当たっては、マニフェストシステムにより実施する。

③　処分に当たっては、所定の施設・設備により、適正処理する。

別記２

札幌医科大学感染性廃棄物処理マニュアル

種類	具体例	梱包（バイオハザードマーク入り）	学内収集運搬・保管	学内処理	学外処理（委託）収集運搬	学外処理（委託）処分
血液等	・血液　・血清 ・血漿　・体液 ・血液製剤	プラスチック容器（グレー　２０ℓ、５０ℓ）	［収集運搬］ 清掃委託業者が収集し、病院地下１階の保管場所まで運搬する。 ［保管］ 保管場所には、必要な注意を表示する。	——	［収集運搬業者］ 感染性廃棄物運搬車	［処分業者］ 焼却（中間）→ 埋立処分（最終）
手術等に伴って発生する病理廃棄物	・臓器　・組織			——		
血液等が付着した鋭利なもの	・試験管 ・シャーレ ・ガラスくず 等			——		
	・注射針 ・メス	プラスチック容器（赤・黄色　１ℓ,４ℓ）（※グレーも可）		——		
病原微生物に関連した実験・検査等に用いられたもの	・試験管、シャーレ ・培地 ・実験動物の死体 等	二重のプラスチック袋（オレンジ色　８ℓ、１４ℓ）※１		オートクレーブ	［マニフェストシステム（７枚綴り）］ A票：札幌医大 → 収集運搬業者 B1票：収集運搬業者 → 札幌医大 B2票：札幌医大 → 収集運搬業者 C1票：収集運搬業者 → 処分業者 C2票：処分業者 → 収集運搬業者 D票：処分業者 → 札幌医大 E票：処分業者 → 札幌医大	
その他血液が付着したもの	・実験、手術用の手袋等			オートクレーブ		
	・紙くず ・繊維くず（脱脂綿・ガーゼ・包帯等）等	プラスチック容器（グレー　２０ℓ、５０ℓ）		——		
汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもの	・廃プラスチック類等	二重のプラスチック袋（オレンジ色　８ℓ、14ℓ）※１		オートクレーブ		
	・紙くず ・繊維くず（脱脂綿・ガーゼ・包帯等）	プラスチック容器（グレー　２０ℓ、５０ℓ）		——		

注意
- 感染廃棄物保管場所につき関係者以外立ち入り禁止
- 許可なくして梱包容器の持出し禁止
- 梱包容器は破損しないように慎重に取り扱うこと
- 梱包容器の破損等を見つけた場合は下記へ連絡して下さい

総務課
連絡先 2113

※１　廃棄物の状態によっては、プラスチック容器（グレー）を使用することも可とする。（具体的には液が滴るようなものあるいは形状が鋭利で袋を破る可能性があるもの等）
　２　梱包については、基本的にこの区分とするが、これ以外の取り扱いが必要な場合には、別途、事務局と協議して定める。

札幌医科大学感染性廃棄物種類等一覧表

種　　類	具　体　例	梱　包 (バイオハザードマーク入り)	梱　包　容　器　等　仕　様
血　液　等	・血　液　・血　清 ・血　漿　・体　液 ・血液製剤	プラスチック容器 (グレー・２０ℓ，５０ℓ)	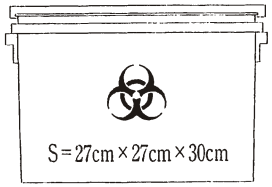 S＝27cm×27cm×30cm 容器の色　グレー 容量　２０ℓ 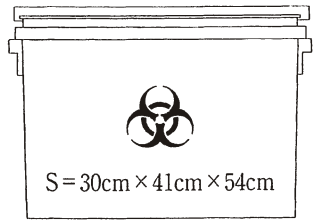 S＝30cm×41cm×54cm 容器の色　グレー 容量　５０ℓ
手術等に伴って発生する病理廃棄物	・臓　器 ・組　織		
血液等が付着した鋭利なもの	・試験管、シャーレ ・ガラスくず　等		
その他血液が付着したもの 汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもの	・紙くず ・繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）　等		
血液等が付着した鋭利なもの	・注射針 ・メ　ス	プラスチック容器 (赤・黄色　１ℓ，４ℓ) ※グレーの使用も可	 容器の色　赤・黄色 容量１ℓ サイズ7cm×7cm×9cm 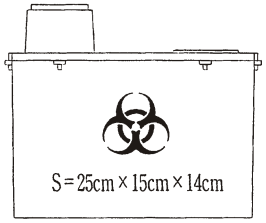 S＝25cm×15cm×14cm 容器の色　赤色 容量４ℓ
病原微生物に関連した実験・検査等に用いられたもの	・試験管、シャーレ ・培　地 ・実験動物の死体　等	二重のプラスチック袋 (オレンジ色・８ℓ，14ℓ) ※廃棄物の状態によっては、プラスチック容器（グレー）を使用することも可とする。（具体的には液が滴るようなものあるいは形状が鋭利で袋を破る可能性があるもの等）	 ○プラスチック袋 袋の色　オレンジ 容　量　８ℓ、１４ℓ サイズ　35.5cm×48.5cm 48.5cm×58cm
その他血液が付着したもの	・実験、手術用の手袋　等		
汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもの	・廃プラスチック類　等		

注）・プラスチック袋は、オートクレーブ処理の際に内容物が液垂れすること等を防止するために必ず、二重にして使用すること。
・容器及び袋には、緊急時対応のため、排出先の名称を明記すること。

（参考１）

感染性の有無の目安

Ⅰ　その他血液等が付着したもの

次の条件を満たす場合は、感染性を有していないと考えることができるものであるが、これ以外の場合であっても、乾燥した血液等しか付着していない等の場合は感染性を有していないと考えることができることは、いうまでもない。

1）　血液等を介して感染する感染症にり患若しくは感染している者から生じたものではないこと。

注１　血液を介して感染する感染症とは、人については次のものがあげられる。

Ｂ型肝炎
Ｃ型肝炎
後天性免疫不全症候群
成人Ｔ細胞性白血病
マラリア
梅毒
ウイルス性出血熱（ラッサ熱、エボラ出血熱、マールブルグ病及びクリミア・コンゴ出血熱）
その他医師、歯科医師が必要と認める疾患

2）　損傷性のおそれがないこと。

注２　損傷性のおそれとは、破損等により鋭利なものになる可能性があることをいう（ガラス・陶磁器製品等）。

Ⅱ　感染症新法等に規定されている疾患等及びそれに対応する汚染物

感染症新法等に規定されている疾患等及びそれに対応する汚染物とは、次のようなものが考えられる。

（ア）　コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフスについては、し尿等
（イ）　ヂフテリアについては、鼻汁等
（ウ）　Ａ型肝炎については、排泄物
（エ）　Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎、後天性免疫不全症候群については、分泌物及び滲出物（唾液、涙液、汗その他感染症のおそれのないものは除く。）
（オ）　ウイルス性出血熱については、排泄物、分泌物及び滲出物
（カ）　結核については、結核予防法施行規則第１６条第４号に規定するつば及びたん
（キ）　その他医師、歯科医師が必要と認める疾患とそれに対応する汚染物（排泄物、分泌物及び滲出物）
（ク）　動物（実験動物を除く。）については、人畜共通感染症にり患している動物の汚染物（排泄物、分泌物及び滲出物）により、人に感染症を生じさせるおそれがあると獣医師が認める疾患及びその汚染物
（ケ）　実験動物については、人畜共通感染症にり患している動物の汚染物（排泄物、分泌物及び滲出物）により、人に感染症を生じさせるおそれがあると医師等が認める疾患及びその汚染物

根　拠　法　令　等

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

［ 昭和４５年１２月２５日　法律第１３７号 ］

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

［ 平成１１年６月２５日付け生衛第９５６号厚生省生活衛生局水道環境部通知 ］

○　感染性廃棄物処理マニュアル

［ 平成１２年５月発行　札幌市環境局作成　］